

居宅介護支援重要事項説明書

利用者	
事業者	指定居宅介護支援事業者久万の里

1. 相談窓口
担当介護支援専門員

氏 名 _____ 連絡先 0892-21-3000

* ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 指定居宅介護支援事業所久万の里の概要

- (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所久万の里
所在地	上浮穴郡久万高原町菅生3番耕地 580-24
介護保険事業所番号	居宅介護支援 愛媛県 3873400018 号
サービスを提供する地域	久万高原町全域

* 上記以外の方でもご希望の方はご相談ください。

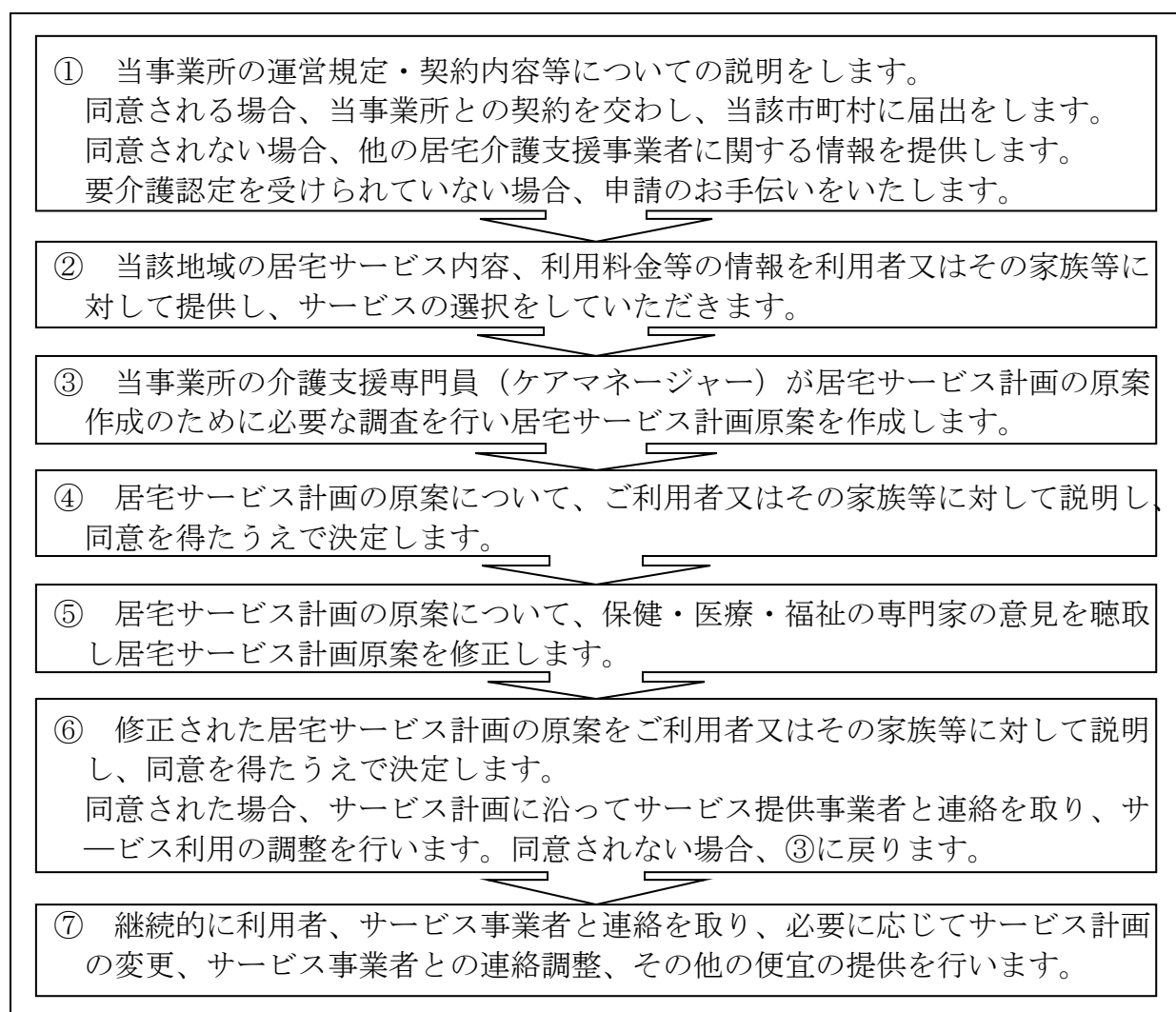
- (2) 同事業所の職員体制

職 種	人 員		業 務 内 容
	常 勤	非常勤	
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 名		介護支援専門員を兼務し、本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行います。
介護支援専門員	3 名		指定居宅介護支援の提供をします。
計	4 名		

- (3) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分 (電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします)
休業日	土・日・国民の祝日、12月31日～1月3日 (ただし電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

保険料滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

（要介護1・2） 10,860円

（要介護3・4・5） 14,110円

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

当事業所は、利用される方が介護を必要とする状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮します。

(2) サービス利用の為に

事 項	備 考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	居宅サービス計画ガイドラインによる
介護支援専門員への研修の実施	

6. 指定居宅介護支援の利用料及び支払いの方法

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスに該当する場合は、無料とする。
- (2) 通常の事業の実施区域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ①事業所から、片道おおむね30キロメートル未満 無料
 - ②事業所から、片道おおむね30キロメートル以上の場合
30キロメートルを超えた地点から10キロメートルにつき450円
- (3) 前項の費用に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意を得たものとする。
- (4) 利用料の支払いを受けた場合は、利用者に対し、指定居宅介護支援提供証明を交付する。

7. 守秘義務

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約完結後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者またはその家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、以下の理由による場合のみ、個人の人権を侵害しない方法で個人情報の提供を行います。
- ① 利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合で医療機関等への情報提供。
 - ② 医師指示書の必要な訪問看護、訪問リハビリ等に関して医師指示書の開示、情報提供と同意。
 - ③ 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供。
 - ④ 利用者本人及び家族の個人情報に関係する、サービス担当者会議等への情報提供。
 - ⑤ 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表など。ただし、この場合、利用者個人が特定できないように仮名等を使用する事。

8. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じ状況及び処置について記録するものとする。
- (2) 事業所は、事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうものとする。

9. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供される各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情、相談につきましては別表1の通り対応をします。

担当 梅木 雅生 電話 0892-21-1000
FAX 0892-21-1004

(2) その他

当事業所以外に、下記の窓口で苦情を伝えることができます。

被保険者の市町村役場担当課	お住まいの市町村役場にお問い合わせ下さい
久万高原町役場介護保険係	久万高原町久万212番地 電話（代表）0892-21-1111
愛媛県国民健康保険団体連合会	松山市高岡町101番地1 電話（代表）089-968-8700

10. 医療と介護の連携について

- (1) 医療・介護の連携を促進する観点から、入院時には担当介護支援専門員の氏名及び事業所名等の情報を入院先医療機関等に提供して下さい。
- (2) より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報等を提供させていただきます。

11. 高齢者虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため委員会を設置し定期的
に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所は、虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所は、職員に対し虐待防止のための研修会を定期的
に実施することとします。
- (4) 事業所は、虐待の防止のための措置を適切に実施するための責任者を置く
こととします。
- (5) 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等
高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見し
た場合は、速やかにこれを久万高原町に報告します。

12. 職員（介護支援専門員）等に対する禁止行為について

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (4) サービス利用に際してのお願い
 - ①お茶やお菓子など、お心づけなどは一切不要です。
 - ②訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
 - ③見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報の保護に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
 - ④ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス利用の中止や契約を解除することもあります。
 - ⑤訪問中の喫煙はご遠慮下さい。